

## 学費返金規定

### 【長期学生（留学ビザ）対象】

#### \* 1年目学費返金規定

- ① 申請書類提出前のキャンセル  
申請書類提出の有無及び在留資格認定証明書の交付の可否に関わらず、  
選考料は返金しない。
- ② 学費納入後、ビザ（査証）申請前のキャンセル  
選考料及び入学金は返金しない。入学許可証と在留資格認定証明書（CoE）を  
返却後、選考料及び入学金を差し引いた金額を返金する。
- ③ 学費納入後、現地大使館でのビザ（査証）不許可  
選考料及び入学金は返金しない。入学許可証を返却し、パスポートから不許可で  
ある事実を確認した後、選考料及び入学金を差し引いた金額を返金する。
- ④ ビザ取得後、来日前に入学を辞退  
選考料及び入学金は返金しない。入学許可証及びCoEを返却し、入国期限が過ぎた  
ことを確認後、選考料及び入学金を差し引いた金額を返金する。
- ⑤ 来日後、入学を辞退した場合（但し、入学予定日前に限る）  
選考料及び入学金は返金しない。帰国並びに在留カードの失効を確認した後、  
選考料及び入学金を差し引いた金額を返金する。
- ⑥ 入学後の中途退学は、一切返金しない。  
（但し、入学後早期に大学や専門学校等に進学をした場合を除く）

#### \* 2年目以降の学費返金規定

- ・学費の返金は、学期ごと（3か月）の単位で行う。  
（但し、返金を希望する学期の開始前に、帰国並びに在留カードの失効、または在留  
資格変更の申請を完了させていることが条件）
- ・返金時期については、帰国者には帰国確認後、在留資格変更者には新しい在留資格の  
取得を確認後に返金する。

#### \* 入学後早期に日本の大学・大学院、専門学校等に進学をした場合

- ・授業を受けていない学期（3か月）単位で学費を返金する。
- ・進学先の在学証明書を提出し、進学先への在籍を確認した後に返金する。

\* その他返金規定・備考

- ・他の日本語教育機関に転校した学生に対しては、一切返金しない。
- ・除籍処分となった学生に対しては、一切返金しない。

\*除籍処分基準は以下の通り

- 全体出席率80%未満、出席率に改善が見られない、あるいは月の出席率が50%未満を記録し、入国管理局への報告対象。
- 授業態度不良により、生活指導及び校長訓告を受けた後も態度が改善されない。
- 日本の法律・法規に違反する行いをした場合。

\*選考料は入学選考及び申請書類作成の対価であるため返金をしない。

\*入学金は、入学希望者への在籍枠確保及び受け入れ準備に係る一連の事務作業等の対価であるため、入学の有無を問わず返金をしない。

\*学費等の返金の際にかかる手数料は、海外送金手数料も含め全額受取人の負担とする。

\*来日後の返金には、別途事務手数料として11,000円（税込）を申し受ける。

（事務手数料には、入管への報告文書作成及び報告時の通信費、それに関わる人件費、帰国確認等にかかる通信費及び人件費、学生情報変更などの人件費等が含まれる）

【短期学生（留学ビザ以外のその他ビザ）対象】

- ・入学金及び施設費は一切返金しない。
- ・学費の返金は、月単位で行う（日割り計算は行わない）
- ・学費等の返金にかかる手数料は、海外送金手数料も含め全額受取人の負担とする。
- ・ビザ申請後、入国前にキャンセルする場合は、入学許可証を返却後、ビザの未使用かつ入国期限が過ぎたことを確認後、入学金を差し引いた金額を返金する。
- ・ビザ不許可の場合、入学許可証を返却し、パスポートページから不許可である事実を確認した後、入学金及び施設費を差し引いた金額を返金する。